処理の方法

①市の施設へ自己搬入

事前に投入許可を取得すれば、資源化センター 又はバイオマス利活用センターへ自己搬入 (有料) することができます。投入許可は、事前 に廃棄物対策課へ申請してください。

投入料金

- ◆資源化センター
- 100円/10kg (一般廃棄物) 180円/10kg (産業廃棄物)
- ◆バイオマス利活用センター50円/10kg (一般廃棄物)



※生ごみは「バイオマス利活用センター」へ!

事業系の生ごみ (産業廃棄物を除く。) を 「バイオマス 利活用センター」 へ搬入し、リサイクル しましょう!



②廃棄物処理業者へ委託

自己搬入できない場合は、下記の方法により民間の許可業者へ委託してください。

○事業系一般廃棄物の場合

(平成29年8月現在)

| 業者名 | 所在地 | 電話 |
|------------|-------|---------|
| 株トヨジン | 石巻本町 | 88-0534 |
| ㈱明輝クリーナー | 若松町 | 25-1026 |
| (有)マルイ紙業 | 牟呂町 | 47-1174 |
| 中日金属工業㈱ | 岩屋町 | 61-9232 |
| 豊橋市栄産業街 | 三弥町 | 41-7300 |
| 協栄産業㈱ | 大岩町 | 43-1153 |
| 成和環境㈱ | 東幸町 | 63-5131 |
| (有)東海化学工業所 | 神野新田町 | 31-8989 |
| サンエイ(株) | 若松町 | 29-3890 |

○産業廃棄物の場合

産業廃棄物処理業者へ委託してください。

- ◆ 処理業者は、ホームページで確認できます。 http://www.city.toyohashi.lg.jp/5418.htm
- ◆ 具体的な業者を知りたい場合は、東三河廃棄物処理事業協同組合(☎37-9811)へお問合せください。

産業廃棄物処理業者へ処理を委託する際は、委託基準を遵 守してください。

詳細は「事業系ごみガイドブック」を参照。

問合先

豊橋市役所環境部廃棄物対策課

☎ 0532-51-2410 FAX 0532-56-0566 E-mail: haikibutsu@city.toyohashi.lg.jp

「530運動」発祥のまちとよはし自分のごみは自分でもちかえりましょう。

平成29年10月作製

事業系ごみ」は正しく分別・処理

~きれいなまち「とよはし」へ~



事業系ごみは、量の多少にかかわらずごみステーションには出せません。

※シュレッダー紙くずや段ボールは 古紙リサイクルヤードへ出しましょう。

「事業系ごみ」とは・・・・・?

事業活動から出たごみを「事業系ごみ」と呼びます。 「事業系ごみ」は家庭ごみと処理の方法が異なります。

「事業活動」とは、大きい・小さいに関わらず、 オフィス、工場、商店、飲食店、病院、農業など、営 利・非営利を問わず「家庭生活」以外の「あらゆる 活動」をいいます。

目体的な処理の方法

廃棄物の区分「事業系一般廃棄物」・「産業廃棄物」

[事業系一般廃棄物]と「産業廃棄物」で処理の方法が異なります。

| 種類 | | 具体例 | | | 具体的な処理の方法 | | |
|----------------|---|-----------------|-------------------------------|---|--|----------|--|
| | | | 75(TV) | | 自分で持込む場合の持込先 | | |
| 事業系一般廃棄物(主なもの) | 木くず | 生 食品の食べ残し・売れ残り、 | | | 投入許可を取得し、 ★資源化センター(☎46-5304) | 一般廃棄 | |
| | 生ごみ | | | 投入許可を取得し、 ★バイオマス利活用センター(中島処理場 ☎ 46-2854) ★資源化センター(☎ 46-5304) | 般廃棄物収集運搬業者(詳細は裏面参照) | | |
| | 紙くず | 書籍、 | ·ル、新聞、雑誌、 紙パック、雑紙、 ゛ など | | 投入許可を取得し、 ★資源化センター(☎ 46-5304) ※リサイクル可能な段ボール等を除く。 古紙リサイクルヤード (右ページ参照) | 業 | |
| 産業廃棄物 | 発泡スチロール、プラスチック製品、レトルトパック、PPバンド、ボールペン、ペットボトル、弁当ガラ、ビン、空き缶、廃ガラス、割れた皿、グラス、蛍光管*、アルカリ電池* など 「燃えがら」「汚泥」など廃棄物処理法に規定する特定の20品目を言います。 | | ペットボトル、 うス、割れた | 原則、産業廃棄物処理業者へ処理を委託 してください。 | 産業 | | |
| 棄物(主なもの) | | | | ※「廃電池・蛍光管などの水銀含有製品」 については、「水銀使用製品産業廃棄 物」の許可を有する産業廃棄物処理 業者へ処理を委託してください。 | 産業廃棄物処理業者 (詳細は裏面参照) | | |
| その他 | 家電4品目 テレビ、家庭用洗濯機、 家庭用冷蔵庫、家庭用エアコン | | | ★㈱紅久商店 本社工場 (☎ 32-8888) 日通東愛知運輸㈱ 本社営業所 (☎ 0533-85-7890) | 小売店、処理業者 | | |
| | 小 | 型家電 | 携帯電話、デジタルス 電卓、パソコン、プリ | カメラ、 ンター など | ☆㈱紅久商店 本社工場 (☎ 32-8888)☆㈱紅久商店 東工場 (☎ 41-2344) | 処理業者 | |
| | ※市の処理施設へ投入する提合は、投入基準を遵守して下さい | | | | | | |

市内関係施設の位置図



古紙リサイクルヤード

※シュレッダー紙くず受け入れ可… 1 ~ 8 、不可… 9 ~ 15

● 佐久間商店街 (☎31-0771) ● 小倉商店 ② 高橋紙業 …… (☎46-0795) ……… (☎090-3858-3555) 3 ㈱トリックスメタル (☎31-7977) ⑩ ㈱神田商店 · · (☎53-2353)

6 福田三商㈱ 豊橋営業所

7 ㈱宮崎 豊橋営業所

.....(**☎**62-0144) **⑥** ㈱明輝クリーナー本社

8 株山治紙業 豊橋営業所 (**2**47-3251)

4 羽田商店 …… (☎63-1523) ① 新和製紙㈱ … (☎52-6781)

⑤ 侑福井紙業…… (☎41-1332) ⑫ 侑夏山商店…… (☎61-9232) ⑱㈱ホソヰ …… (☎45-1516)

······ (**2**41-7530)

..... (**2**5-1026)